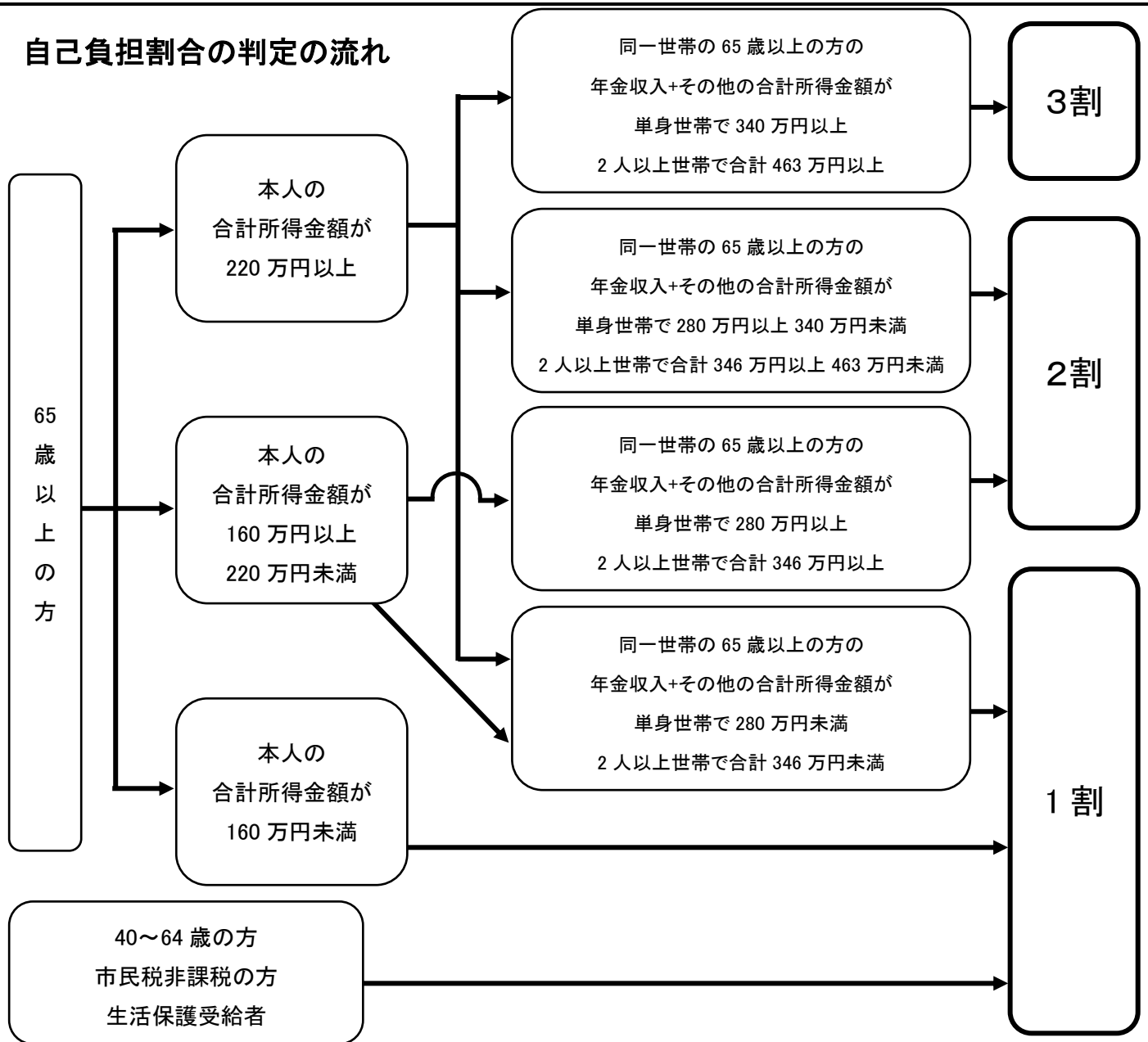


自己負担割合の判定の流れ



※「合計所得金額」とは、年金、給与等の全所得の合計で、所得控除を差し引く前の額をいいます。繰越控除を受けている場合は、その適用前の額をいいます。なお、土地建物等の譲渡所得があった場合は、特別控除額を差し引いた後の額とします。

※「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を差し引いた額とします。